

厚生局に届け出た事項

○ 調剤基本料1

当薬局は調剤基本料 1 の施設基準に適合する薬局です。

○ 後発医薬品調剤体制加算3

当薬局は後発医薬品調剤体制加算 3 の施設基準(直近 3 か月の後発医薬品の数量割合 90%以上)に適合する薬局です。

○ 医療DX推進体制整備加算(マイナ保険証利用率により毎月算定加算区分変動)

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・ オンラインによる調剤報酬の請求
- ・ オンライン資格確認を行う体制・活用
- ・ 電子処方箋により調剤する体制
- ・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制
- ・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制(予定)
- ・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上
- ・ 医療 DX 推進の体制に関する掲示
- ・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

○ 在宅患者訪問薬剤管理指導料

当薬局は患者さまのご自宅等を訪問し、薬剤の管理・服薬指導等を行う「在宅患者訪問薬剤管理指導料」の届出を行っております。